

令和5年第3回
千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和5年9月 5日

閉会 令和5年9月22日

千早赤阪村議会

令和5年第3回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和5年9月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

5番 平 田 常 信

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

3番 服 部 幸 令

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 南 本 齋

副 村 長 稲 山 喜与一

健康福祉部長 池 西 昌 夫

教 育 長 栗 山 和 之

産業建設部長兼災害復旧室長 菊 井 佳 宏

村政戦略部長 中 野 光 二

教 育 課 長 尾 谷 浩

7. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局主査 石 橋 成 元

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第44号 千早赤阪村印鑑条例の改正について

日程第 5 議案第45号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について

日程第 6 議案第46号 令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）

日程第 7 議案第47号 令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

日程第 8 議案第48号 令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第
2号）

- 日程第 9 議案第 49 号 令和 5 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号)
- 日程第 10 議案第 50 号 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 11 議案第 51 号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議につ
いて
- 日程第 12 報告第 4 号 令和 4 年度健全化判断比率について
- 日程第 13 報告第 5 号 令和 4 年度資金不足比率について
- 日程第 14 議案第 52 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第 15 議案第 53 号 令和 4 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 16 議案第 54 号 令和 4 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 17 議案第 55 号 令和 4 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について
- 日程第 18 議案第 56 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決
算認定について

追加日程

- 日程第 1 議員辞職の件
- 日程第 2 議会運営委員の選任

午前10時00分 開会

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達していますので、令和5年第3回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 本日、令和5年第3回千早赤阪村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃より格段のお力添えを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府を含む関西圏では厳しい残暑が続いており、この異常な暑さは9月以降も続くと言われております。引き続き、議員の皆様方には、くれぐれも健康にご留意いただきますようお願い申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします案件でございますが、条例案件2件、補正予算4件、計画変更1件、その他案件1件、報告案件2件、令和4年度各会計の決算認定5件の計15件でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 次に、8月29日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る8月29日に開催しました議会運営委員会において今期定例会の上程予定議案の審議方法を審査しましたので、報告します。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、報告第4号及び報告第5号、議案第44号から議案第56号の15議案です。

審議方法については、議案第44号から議案第51号までの8議案は所管の常任委員会に付託することに決めています。次に、報告第4号から議案第56号までの報告2件及び決算認定5議案を一括議題とし、監査結果の報告、報告第4号及び報告第5号の報告を行い、議案第52号から議案第56号の5議案について村長の提案理由、続いて総括質疑を行ったのちに、決算特別委員会を設置して審議することに決めています。

また、今期定例会の会期は本日9月5日から9月22日までの18日間と決めていますので、併せてご報告します。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、3番服部議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月22日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月5日から9月22日までの18日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第3、諸般の報告を議題とします。

第2回大阪広域水道企業団議会臨時会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、大阪広域水道企業団令和5年8月臨時会について報告いたします。

去る令和5年7月28日に議員全員協議会が行われ、8月8日臨時会の招集要請、主な議事について協議されたのち、理事者からの報告2件を受け、企業長、理事者退席の後、議長、副議長の選挙について、請願の審議について、事務事業調査のための議員派遣について、今後の定例会、議員全員協議会の日程が協議、発表されました。

臨時会は8月8日に行われ、議長に池田市の多田隆一議員、副議長に大阪狭山市の西野滋胤議員が選任され、会議録署名議員の指名、会期の決定ののち企業長の挨拶、諸般の報告として例月現金出納検査結果の報告があり、第1号議案大阪広域水道企業団議会監査委員選任について同意を求める件では2名の方の選任同意を求められ、質疑なく選任をされました。

次に、第1号報告では令和4年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件、第2号報告では令和4年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件について説明がありました。

次に、請願第1号漏水減額申請の基準に関する件について茨木市の浅田充議員より発言通告が出されており、質疑応答が行われたのち採決をされ、全員一致で不採択となりました。

た。

最後に、大阪広域水道企業団議会議員派遣の件が議決をされ、閉会となりました。

なお、詳細につきましては、資料等ございますのでご覧いただきたいと思います。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

続いて、私のほうから令和5年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会臨時会の報告を行います。

去る7月25日に開催されました令和5年第2回大阪府後期高齢者医療広域連合議会臨時会は、午後2時から開催され、広域連合長提出議案の3件の審議と議会の役員選挙が行われました。

まず、議長、副議長の選挙が行われ、議長には岸和田市議の松本妙子議員、副議長には岬町議の竹原伸晃議員が当選されました。その後、例月出納検査の結果の報告をいただき、提出議案の3件について審議を行いました。

議案第12号は、大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件です。横山大阪市長、辻和泉市長を全会一致で選任同意しました。

議案第13号は、大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件です。村治規行氏とホンダリエ氏の2名を全会一致で選任同意しました。

議案第14号は、大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求める件です。塩田慶氏、久保田有子氏、水口良一氏の3名を全会一致で選任同意しました。

次に、大阪府後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行いました。選挙管理委員には、谷喜吉氏、辻眞市氏、奥野章氏、裨亘ひとみ氏の4名が、補充員には、新町英夫氏、松本信義氏、小山田博子氏、岩井恵美子氏の4名が当選されました。

以上でございます。

続きまして、例月出納検査の結果に関する報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 令和5年5月から7月の出納事務に係る例月出納検査について報告します。

令和5年5月分については、令和5年6月26日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計検査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出現金の現金出納事務は適正に行

われたものと認めるものでした。

令和5年6月分については、令和5年7月25日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計検査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和5年7月分については、令和5年8月25日に実施しました。

検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

以上、報告といたします。

○千福議長 ありがとうございます。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第4、議案第44号千早赤阪村印鑑条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第44号は、千早赤阪村印鑑条例の一部変更についてでございます。

本議案は、行政手続のオンライン化の一環として、個人番号カード、マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書を利用し、インターネットを介して印鑑登録証明書の交付申請を行うことを可能にするため、村印鑑条例の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第44号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第5、議案第45号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第45号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、非自発的失業者に係る国民健康保険料軽減申請時の必要提示書類に雇用保険受給資格通知を追加するため、村国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第45号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第6、議案第46号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第46号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ9,879万8,000円を追加いたしまして、予算総額39億6,826万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、令和4年度からの純繰越金の2分の1以上を積み立てる財政調整基金積立金や、令和5年6月2日の大雨災害による村道大廻高塚線及び奉建塔のり面崩壊の補修工事費などを補正するものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第46号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第7、議案第47号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第47号は、令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ389万4,000円を追加いたしまして、予算総額を8億4,272万円とするものでございます。



主なものにつきましては、国民健康保険、産前産後保険料免除に係るシステム改修及び最低賃金改定等に伴う会計年度任用職員人件費の増額でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ639万5,000円を追加いたしまして、予算総額を3,365万9,000円とするものでございます。

主なものにつきましては、令和4年度分の千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業赤字補填に伴う助成金の増額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第47号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第48号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第48号は、令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ195万4,000円を追加いたしまして、予算総額を6億3,711万3,000円とするものでございます。

歳入でございますが、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金などの特定財源の増額及び前年度繰越金の確定に伴う基金繰入金の減額などがございます。

歳出につきましては、保険給付費、地域支援事業費の増額などがございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第48号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第49号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第49号は、令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ874万7,000円を減額いたしまして、予算総額を2

億8,338万8,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、下水道管渠布設工事の中止による減額でございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第49号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第10、議案第50号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第50号は、千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

本議案は、令和5年度事業に係る計画本文及び事業計画に反映する変更、目標の一部変更を行うものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっております議案第50号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第11、議案第51号柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第51号は、柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてでございます。

本議案は、消防力のさらなる充実強化や消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化を目的に、令和4年5月20日から本村及び富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町の各自治体及び柏原羽曳野藤井寺消防組合との間で大阪南消防広域化協議会を設立し、消防広域化の協議を行ってきましたところ、本年8月7日に行われた第5回大阪南消防広域化協議会において組合規約案及び経費に関する協定書案が承認されたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、消防事務を共同で処理することになりました。今後、関係市町村との間で協議を実施するため、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第51号は、総務民生常任委員会に付託します。

ここで休憩といたします。

10時35分からの再開といたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時25分 休憩

午前10時33分 再開

○千福議長 時間前ではありますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、令和5年3月2日から現在病気療養中であります平田議員から、議員の辞職願が提出されています。

お諮りします。

平田議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○千福議長 議会事務局長に辞職願を朗読させます。

柏原議会事務局長。

○柏原議会事務局長 辞職願を朗読いたします。

千早赤阪村議会議長千福清英様、千早赤阪村議会議員平田常信。

このたび、令和5年9月5日をもって議員を辞職したいので、許可されるように願います。退職理由は、体調の回復が見込めず、このままでは議員の職務を全うすることが困難であると判断いたしました。誠に恐縮ではございますが、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○千福議長 お諮りします。

平田議員の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、平田議員の議員の辞職を許可することに決しました。

ここで暫時休憩とします。

再開については、事務局よりご連絡いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時38分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平田議員の辞職に伴い、議会運営委員に欠員が生じました。

議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第2、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、服部議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した服部議員を選任することに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第12、報告第4号令和4年度健全化判断比率についてから日程第18、議案第56号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの報告2件及び決算認定5議案を一括議題とします。

まず、令和4年度の監査報告をお願いします。

井上監査委員。

○井上議員 それでは、令和4年度監査報告意見書の報告をさせていただきます。

令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、健全化判断比率、資金不足比率及び定額資金の運用基金、財産に関する調書について、提出を受けた書類に基づき審査を行い、監査委員の合議により意見を付しています。

主な内容についてのみご説明いたしますので、詳細については配付している資料にてご確認ください。

まず、令和4年度歳入歳出決算についてです。

一般会計の歳入総額は42億500万円となり、対前年度比7億4,200万円の増加。歳出総額は41億2,000万円となり、対前年度比7億7,600万円の増加となっています。差引き額は8,500万円の黒字額であり、翌年度へ繰り越すべき財源800万円を控除した実質収支額は7,700万円の黒字額であり、単年度収支額は2,900万円の赤字となっています。歳入のうち、地方交付税や村債及び国、府支出金の依存財源の歳入総額に占める割合は77.7%と、自主財源の22.3%を大きく上回っています。今後も依存財源に頼る財政運営になっていくと考えられるため、国庫支出金や府支出金の特定財源の確保に努めてください。

また、財政状況についてですが、単年度の財政力指数は0.245となり、前年度の0.250と比較して0.005微減となりました。一方、財政構造の指標である経常収支比率は80.5%であり、前年度の80.3%と比較して0.2ポイント悪化となりました。これは、経常一般財源総額が増加したものの、経常経費充当一般財源総額が増加したことによるものです。財政構造の改善には継続した努力が必要です。

本村の令和4年度の総人口は、前年と比較して106人減少し、高齢化率は0.6%上昇しました。この傾向は今後も続くと思われまます。このような減少に伴い、財政力指数は年々低下しています。今後の行政サービスとまちづくりに村民が満足できる施策展開を図るためにも、中・長期的な財政見通しを立て、健全財政が維持継続できるよう努めてください。

次に、特別会計についてです。

国民健康保険特別会計事業勘定については、歳入総額は7億8,600万円で対前年度比2,300万円の増加であり、歳出総額は7億8,000万円で対前年度比2,200万円の増加となり、歳入歳出差引き額は600万円の黒字となっています。収支は、財政調整基金2,700万円の取崩しを行い均衡が保たれています。

本村の保険料は大阪府の標準保険料に比較して低く設定されていますが、令和6年度から標準保険料に統一されます。住民が抵抗なく大阪府の保険料に移行できるよう、今後も慎重に検討して進めてください。

国民健康保険特別会計診療施設勘定の歳入総額、歳出総額はともに3,700万円、対前年度比300万円の増加となりました。均衡の取れた決算額になっていますが、これは収支不足額3,500万円を一般会計から繰り入れたことによるもので、特別会計としての独立採算にはなっていません。また、当初予算には計上されていない赤字補填助成金が1,100万円指定管理者に交付されています。これについては指定管理委託料と併せて早急に検討をお願いいたします。

次に、介護保険特別会計の歳入総額は6億200万円、対前年度比2,100万円の増加となり、歳出総額は5億9,700万円、対前年度比4,000万円の増加となっています。歳入歳出差引き額は500万円の黒字額であり、単年度収支額は1,900万円の赤字額となっています。令和4年度は第8期介護保険事業計画の第2年度ですが、実質収支で500万円の黒字が確保されており、健全な運営が行われています。第8期3年度の経過を踏まえ、第9期事業計画を策定していただきたいと思えます。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額、歳出総額はともに1億3,800万円、対前年度比1,200万円の増加となり、収支均衡の取れた決算額になっています。今後も後期高齢者医療の対象になる被保険者は増加傾向にあると考えられるので、一般行政において被保険者の健康寿命維持を基本にした施策の充実に努めてください。

下水道事業特別会計の歳入総額は2億2,300万円、対前年度比300万円の減少となりました。歳出総額は2億2,300万円、対前年度比300万円の減少となり、収支均衡の取れた決算額になっています。

しかし、これは一般会計からの繰入金1億500万円の援助があったもので、特別会計としての独立採算が取れていません。経常的管理経費の大半が一般会計からの繰入金で補填している状況にあります。また、今後さらに老朽施設の更新など、維持費の増加が進むと思われます。この状況を認識し、令和6年度からの企業会計への移行の機会に、水道使用料金の改定及び経営合理化に向け、検討、努力をしていただきたい。また、今後も水洗化の進め方については公共下水道整備と合併処理浄化槽整備の費用対効果を検証し、未水洗化区域の整備を進めていただきたい。

次に、健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

算定の基礎に用いられている金額が正確であることを確認し、健全化判断比率の審査を行った結果、早期健全化基準から見て問題になる比率はありませんでした。また、資金不足比率についても資金不足は発生していません。

次に、定額資金の運用基金についてです。

基金60万円を活用して、切手、印紙等の購入、販売を行い、基金を効果的に運用しているとともに、切手類等の保管状況も適正に行われています。

次に、物品についてです。

備品については、備品台帳の整理が行われました。なお、金剛山施設事務所、香楠荘に保管されている備品については、早急に適切な処理をお願いいたします。また、旧千早小学校に保管されている備品については、不用品もあると思われるので、適切に処置をお願いいたします。

以上で監査報告を終わります。

○千福議長 ありがとうございます。

次に、報告第4号令和4年度健全化判断比率について及び報告第5号令和4年度資金不足比率についての報告を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第4号及び報告第5号は、令和4年度健全化判断比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。

報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりご報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○千福議長 詳細説明を稲山副村長。

○稲山副村長 それでは、報告第4号令和4年度健全化判断比率及び報告第5号令和4年度資金不足比率についてご説明申し上げます。

まず、報告第4号の令和4年度健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、議会への報告と公表が義務づけられております4指標についてご説明申し上げます。

それぞれの指標におきまして、赤字がない場合または算定されない場合につきましては、横バーで表示をしております。また、下段括弧内に早期健全化基準を記載しております。

それでは、それぞれの指標の監査結果を説明いたします。

報告第4号資料の3枚目の裏面、総括表②をご覧ください。

実質赤字比率について、これは一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和4年度の算定結果はマイナス3.42%となりました。これは、実質収支額が黒字化になったことによるものでございます。

次に、連結実質赤字比率については、これは一般会計のほか特別会計を含む全ての会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計において赤字がなく、算定結果は右下に記載のとおりマイナス3.92%となりました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス算定となりましたので、資料3枚目の表面、総括表①では横バーで表示をしております。

次に、資料4枚目の総括表③、実質公債費比率について。

これは、地方債の元利償還金や一部事務組合などが地方債に充てたと認められる部分の負担金などの標準財政規模に対する比率であり、過去3年間の平均をもって指標とするも

のでございます。令和4年度単年度の比率は7.19453となっており、令和2年度から令和4年度の3か年平均の算定結果としましては8.0%となりました。

なお、実質公債費比率が18%以上の場合は起債発行の許可団体に、25%以上の場合は早期健全化団体となりますが、いずれの基準にも達しておりません。

最後のページ、総括表④、将来負担比率です。

将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、令和4年度はマイナス38.4%となり、1ページの総括表の①の将来負担比率では横バーで表示しております。

なお、将来負担比率が350%以上の場合は早期健全化団体となりますが、これにつきましても基準内となっております。

以上、4つの指標いずれの比率につきましても早期健全化の基準には達しなかったという結果でございます。

続きまして、報告第5号、こちらも地方公共団体の財政の健全化に関する法律により議会への報告と公表が義務づけられております、令和4年度資金不足比率についてご説明申し上げます。

これは、公営企業ごとの資金の不足額の標準財政規模に対する比率でございます。本村で該当するのは下水道事業のみとなりますが、同事業特別会計の令和4年度決算では資金不足が発生しておらず、資金不足比率は算定されないことから横バーで表示しております。

以上、簡単でございますが説明いたします。

○千福議長 これより報告第4号及び報告第5号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これで報告第4号及び報告第5号の質疑を終結します。

次に、議案第52号令和4年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第56号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての決算認定5議案について、提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 ただいま一括上程をされました議案第52号から議案第56号の5議案は、令和4年度千早赤阪村の一般会計及び特別会計4会計の決算認定をお願いするものでございます。

令和4年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月1日、2日、3日の3日間にわたり決算監査をお願いし、8月3日

に意見書の提出をいただきました。その結果につきましては、ただいま監査委員を代表して井上議員よりご報告をいただいたとおりでございます。

細部につきましては、のちほど別冊の令和4年度決算概要実績報告書で説明をいたしますが、私から総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第52号の一般会計歳入歳出決算でございます。

歳出決算額は、41億2,000万3,269円となりました。これらの財源としては、村税などの自主財源の確保に努めるとともに、国や府補助金、過疎対策事業債など財政支援体制を最大限に活用しながら財源確保に努めた結果、歳入決算額は42億520万406円となり、歳入歳出差引き8,519万7,137円を翌年度へ繰越しいたします。

決算収支の状況といたしましては、実質収支では黒字を堅持し、実質単年度収支も黒字となりました。自治体の財政状況を示す4指標に当てはめると、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せず、実質公債費比率は8%となり、これは健全な数値であり、将来負担比率についても前年度と同様マイナスになるなど、本村の財政状況は現時点ではおおむね健全な状況となっています。しかしながら、村税などの自主財源は乏しく、地方交付税や国、府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況が続いており、財政力指数は3か年平均で0.26と低く、決して楽観視できるものではございません。

今後につきましては、より一層の自主財源の確保を含む行財政改革に取り組み、持続可能な財政運営に努めてまいりたい所存でございます。

次に、議案第53号は、令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

事業勘定の歳入決算額は7億8,613万4,557円、歳出決算額は7億8,031万5,711円、歳入歳出差引き581万8,846円を翌年度へ繰越しいたします。

施設勘定の歳入歳出決算額は、それぞれ3,714万1,967円でございます。

次に、議案第54号は、令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は6億175万5,539円、歳出決算額は5億9,695万1,870円、歳入歳出差引き480万3,669円を翌年度へ繰越しいたします。

次に、議案第55号は、令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は1億3,833万3,458円、歳出決算額は1億3,779万4,451円、歳入歳出差引き53万9,007円を翌年度へ繰越しいたします。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療といった村民の皆様の健康に関わる3つの特別会計については、保険料、国、府補助金や法令で定められた財源をもって事業を推進し、おおむね健全運営を遂行できたと考えております。

次に、議案第56号は、令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出決算額は、それぞれ2億2,257万2,243円でございます。

下水道事業特別会計につきましては、使用料や地方債、赤字補填を含む一般会計からの繰入金をもって収支を維持いたしました。

以上、議案第52号から第56号までの5議案、一般会計と特別会計4会計の令和4年度歳入歳出決算認定につきまして、一括でご提案させていただきました。

ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○千福議長 これより5議案に対する総括質疑に入ります。

第1番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。議長への通告に基づき、総括質疑をさせていただきます。村長の的確なる答弁を求めます。

令和4年度の決算認定は、一般会計、各種特別会計とも全て黒字の決算で健全に運営されています。給食費の無料化、通学バス、18歳までの医療費補助など、努力しておられることに評価するとともに、今後も住民の気持ちに寄り添う行政を進めてほしいと思います。長引くコロナ禍、物価高騰が続く中、住民の暮らしを応援する村政が求められています。

まず1点目、マイナンバーカードの取得状況についてお尋ねします。

コロナ感染症の対応でふだんにはない慎重な対応が求められ、ワクチン接種という過大な業務が増え、職員さんは本当に大変だったと思います。そこに国によるマイナンバーカードが加わりました。普及が進まない状況に、国は普及のために2万ポイントを付与し、マイナンバーカードと保険証を一体化し、マイナ保険証を2024年10月から実施すると決め、本来任意であるはずのマイナンバーカードを強制的に取得させようとしています。マイナンバーカードを取得しないと病院にかかることができないんじゃないかと心配になった方も多く、担当課の職員の皆さんは随分大変な思いをされたことと思います。

このような国の強引なマイナンバーカード普及によって、現在の本村でのカードの取得数はどうなっているのかお聞きします。何人の方が取得され、それは人口の何%でしょうか。

来年10月から現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化することにつ

いて、カードを取得していない人への対応はどうなるのでしょうか。障害者の方などマイナンバーカードを取得したくてもできない人もいますし、持たないと決めている人もいます。国は当初1年更新だった資格確認書を5年に延長する考えを示し、カードを持たない人に発行すると言っています。マイナンバーカード取得は任意です。

村は強制することなく、資格確認書を希望する村民に発行されますか。現行の制度を継続するよう村や府に要望してください。

次に、公共工事についてお尋ねします。

地球温暖化からもたらされていることか、今年の夏は観測史上最高の暑さでした。日本全国で台風や大雨などで大規模な災害が発生しています。村でも2022年、多くの地域で土砂崩れが発生しました。被害が起こる前の備えが大切だと思いますが、危険箇所の工事は計画的に進めておられるのでしょうか。年度末に集中することが多いのではというような声もありますが、現在工事着工はどのように決められているのか、工事が必要だと決まり予算が確定したのであれば、確定次第、順次工事着工してほしいと思います。入札が不調に終わって工事が進まないというような状況はないのでしょうか。公共工事の進め方についてお答えください。

最後に、自衛隊への名簿提出についてお尋ねします。

マイナンバーカードで一番国民が不安に思っているのが自分の個人情報が守られているのか、どこかに漏えいし、自分が意図しないところで自分の個人情報が握られているのではないかという不安です。これだけ情報があふれる中、個人情報を扱う自治体において、情報管理には慎重の上にも慎重に対応する必要があります。村はこれまで台帳を自衛隊が書き写して名簿を渡すという方法を続けてきたと聞いていましたが、2022年度、名簿をペーパーで渡すことになったと聞いています。2022年度から名簿をペーパー提出するようになった経緯をお答えください。

日本共産党は、自衛隊への名簿提出は基本的に反対をしています。希望しない人は、申請期間を設けて除外申請を出せば自衛隊に名簿は渡さないようにできます。村としても個人の意思を尊重し、除外申請ができるようにしてほしいと思います。除外申請制度がある自治体では、広報や公式LINEを使って周知をしているそうです。ぜひ、村でも除外申請制度をつくり、周知するよう求めます。

以上、村長の的確な答弁を求めます。

○千福議長 これより総括質疑の答弁者、南本村長より答弁をお願いします。

南本村長。

○南本村長 まず、答弁に入らせてもらう前に一言申し上げます。

9月議会に行われる総括質疑というものは、令和4年度決算に関わる事項についてやり取りを行う場であると認識しておりますところ、今回の質疑ではそうではないものがあることを指摘させていただいた上でご答弁させていただきます。

それでは、共産党徳丸議員からの総括質疑について、まず1点目の質問ですが、同事業は国の責任において進められておるものであり、村としては国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

2点目の質問について。年度末に集中とは村のどの事業のことを指しておられるのか不明ですのでご答弁しかねますが、また予算が確定次第、工事は今のところ着工しております。

3点目については、冒頭申し上げたとおり、令和4年度決算との関係性が見いだせないためご答弁いたしかねます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 第2番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。平政会を代表して、令和4年度決算に対する総括質疑をいたします。

まず最初に、令和4年度決算の評価についてお伺いいたします。

村税の減少により、地方交付税などの依存財源に頼る厳しい財政運営が続いておりますが、令和4年度の一般会計の決算実質収支は7,708万円の黒字となりました。基金残高は前年度から1億7,845万円増加し、23億6,890万円となっております。決算の数字だけを見れば黒字で貯金も増えておりますので、健全な財政運営と評価できますが、その一方で南本村長の公約であった事業の大半が実現されないままとなっているように見受けられます。南本村長は公約の実現より健全な財政運営を優先されたのか、それとも公約が実行できなかった結果として黒字になったのか。南本村長は令和4年度決算をどのように評価されているのかお伺いいたします。

また、この財政状況を基に、残り7か月間となった令和5年度の実行内容や令和6年度予算編成方針に対する村長の熱い思いがあればお伺いいたします。

次に、観光の位置づけについてお伺いします。

村長は楠公誕生地周辺における地域活性化交流拠点整備事業に思いを持って取り組まれているようですが、他方村民からは観光に力を入れても村の支出が増えるばかりで収入増につながらないと、観光に対する懐疑的な声があるのも確かであります。新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い、オーバーツーリズム等の弊害が再び話題となりつつあることも踏まえ、観光に注力することが果たしてどこまで村民の満足度向上につな

がるのか、疑問を感じる部分もございます。村長が本村にとっての観光をどのように位置づけておられるのか、財政収支という観点からお伺いいたします。

第3に、P D C Aサイクルについてお伺いいたします。

令和4年3月に策定された第5次総合計画第1期実施計画では、毎年度重要業績評価指標の達成度を確認との記載がございますが、先日いただいた令和4年度の決算概要実績報告書には重要業績評価指標K P Iについての記載が一切ございません。また、各事務事業についても、当初目標に対する達成率などの記載が何ひとつ見受けられません。果たして実施計画の記載どおりにP D C Aサイクルが機能しているのか、名ばかりのK P Iとなっているのではないかと疑問を感じざるを得ないところでございます。令和4年度のK P Iは算出しておられるのか、また事務事業の評価をどのように行われたのか、議会への報告はどのように行われるつもりかお伺いいたします。

最後に、役場の雰囲気についてお伺いしたいと思えます。

南本村長就任後に行われた所信表明、こちらを改めて拝見いたしましたところ、役場に新しい風を吹き込むと強い決意を語っておられました。ですが、我々の目には以前の役場と今の役場にそう際立った変化ってものはあまり感じられず、どうもその新しい風というのがいまだ吹いていないように見受けられるところでございます。相変わらず職員の自己都合退職は多く、先日も村の未来を担うはずだった若手職員が退職したばかりです。村長の就任時から3年が経過した今、役場の雰囲気は変わったのでしょうか。それとも変わっていないのでしょうか。村長の目にはどう映っておられるのか、教えていただきたく思います。

以上、4点につきましてご回答、どうかよろしくお願ひいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、総括質疑についてご答弁申し上げます。

1点目の質問、令和4年度決算の評価については、先ほど決算認定の説明で申し上げたとおりでございます。また、今年度予算及び来年度予算編成方針に関するご質問については、全ての村民が安全・安心に暮らせる村づくりに向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと思うことに変わりはありません。なお、公約に掲げてる事業の大半は実現できていると認識しております。

次に、2点目の質問について。

楠公誕生地周辺事業整備事業は地域の活性化、村のにぎわいづくりを主としたものであり、観光施策に特化した事業ではございません。なお、観光施策については必要な施策の一つとして考えており、大阪府等とも連携しながら今後も推進してまいります。

次に、3点目の質問についてご答弁申し上げます。

まず、KPIについては、第5次総合計画第1期実施計画において目標指標として記載しております。また、事務事業評価についての事業指標の達成度を基に、当該事業担当課による自己評価及び村民、地域団体や事業者で構成する外部有識者会議による外部評価を実施するため、事業評価調書を作成し、現在その取りまとめを行っているところでございます。完了次第、議会に報告してまいります。

最後に、4点目の質問については、冒頭申し上げたとおり令和4年度決算との関係性は見いだせませんが、決意等について私の考えだけ述べさせていただきます。

役場に新しい風を吹き込むというのは、就任当初にも申し上げたとおり、村の再生、今後の村づくりには、これまでの固定概念にとらわれず、時代にマッチした改革を進め、令和の時代にふさわしい村への変化が必要だと考えており、その決意を表したものでございます。私は常々5年先、10年先を見据え、今何をすべきか、できない理由を探すのではなく、どうすればできるのかを職員自身が考え、取り組んでいくように言ってまいりました。その結果、職員の意識も少しずつ変わってきていると私は認識しております。

以上、答弁といたします。

ここで議員の皆様から私からお伝えしたいことがございます。

ただいま総括質疑への答弁をさせていただきました。個々の内容については意見が分かれる部分もあるかと思いますが、今村に一番求められていることは、将来にわたり村民が安全・安心に暮らすことができるよう、議会と役場職員が意見をぶつけ合いながらも、最終的にはお互いが協力して同じ方向へ進んでいくことだと考えております。議会の皆様におかれましては、こうした認識のもと、今後とも村政運営に格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、総括質疑の答弁を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○千福議長 これにて本案に対する総括質疑を終結します。

お諮りします。

議案第52号から議案第56号までの5議案については、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第56号までの5議案については6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。

ただいま設置しました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により千福議員、井上議員、服部議員、徳丸議員、田村議員、藤浦議員の以上6名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩とし、決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いします。

研修室で開催しますので、よろしくをお願いします。

なお、暫時休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時23分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を議会事務局長より報告します。

柏原議会事務局長。

○柏原議会事務局長 決算特別委員会の委員長は井上議員、副委員長は千福議員です。

以上でございます。

○千福議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、決算特別委員会は令和5年9月8日の午前10時から開会しますので、よろしくをお願いします。

どうも皆さん、お疲れさまでした。

午前11時24分 散会

令和5年第3回千早赤阪村議会定例会（第2号）

1. 招集年月日

令和5年9月22日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 議事堂

3. 出席議員

1番	千 福 清 英	4番	徳 丸 初 美
2番	井 上 浩 一	6番	田 村 陽
3番	服 部 幸 令	7番	藤 浦 稔

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長	南 本 齋	総 務 部 長	赤 阪 秀 樹
副 村 長	稲 山 喜与一	健康福祉部長	池 西 昌 夫
教 育 長	栗 山 和 之	産業建設部長兼災害復旧室長	菊 井 佳 宏
村政戦略部長	中 野 光 二	教 育 課 長	尾 谷 浩

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局主査	石 橋 成 元
--------	---------	---------	---------

7. 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第44号 千早赤阪村印鑑条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第45号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第46号 令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）
（委員長報告）

日程第 5 議案第47号 令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）（委員長報告）

日程第 6 議案第48号 令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第
2号）（委員長報告）

日程第 7 議案第49号 令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
（第2号）（委員長報告）

- 日程第 8 議案第 50 号 千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更について
(委員長報告)
- 日程第 9 議案第 51 号 柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議について
(委員長報告)
- 日程第 10 議案第 52 号 令和 4 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について
(委員長報告)
- 日程第 11 議案第 53 号 令和 4 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出
決算認定について (委員長報告)
- 日程第 12 議案第 54 号 令和 4 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算
認定について (委員長報告)
- 日程第 13 議案第 55 号 令和 4 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳
出決算認定について (委員長報告)
- 日程第 14 議案第 56 号 令和 4 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決
算認定について (委員長報告)
- 日程第 15 報告第 6 号 専決処分 (工事請負契約の変更締結) の報告について
- 日程第 16 議案第 57 号 令和 5 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 17 請願第 1 号 高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購
入に対する公的補助制度の創設を求める請願書
- 日程第 18 議案第 58 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求め
る意見書について
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 20 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、9月19日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る9月19日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので報告します。

まず、本日の付議案件は、日程のとおり、報告第6号、議案第57号及び議案第58号の3件、請願1件、議会運営委員会の閉会中の継続審査、一般質問です。議案第44号から議案第56号の13議案については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に決算特別委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、1議案ごとに討論、採決を行うことに決めています。

日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を採決したのち、日程第20の一般質問を行います。

以上です。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第1、諸般の報告を議題とします。

令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、南河内環境事業組合議会第2回定例会のご報告をさせていただきます。

この定例会につきましては、さきの台風7号の影響により開会を令和5年8月15日から8月30日に変更され開催をされております。

当日ですが、本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から委員会開催内容として、委員の異動と新たな正副委員長が選出されたこと、付議される提出案件についての了承などの報告があったのち、事務局から第1清掃工場基幹的設備改良工事の進捗状況の報告や、令和4年度決算の内容説明などがございました。また、清掃工場のダイオキシン類測定結果が提示され、特に問題のない値でございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げます。

本会議では、報告案件3件、同意案件1件、承認案件1件の後、議案案件3件、監査報告1件、認定案件1件を原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではございますが、これをもちまして令和5年第2回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第2、議案第44号千早赤阪村印鑑条例の改正についてから日程第14、議案第56号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの13件を一括議題とします。

各議案は9月5日の本会議において各常任委員会及び決算特別委員会に付託していただきましたので、その結果を順次報告願います。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

徳丸総務民生常任委員長。

○徳丸総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る9月5日の本会議において付託を受けました議案7件の審査を行うため、9月12日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催しました。

議案第44号千早赤阪村印鑑条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、審議を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第44号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第45号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑は終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第45号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）総務民生常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第46号の総務民生常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結

した後、採決をしました。採決の結果、議案第47号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第48号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第50号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第51号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る9月5日の本会議において付託を受けました議案2件の審査を行うため、9月12日に南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名全員出席の下に開催いたしました。

議案第46号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）文教建設常任委員会所管分の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終

結したのち、採決をいたしました。採決の結果、議案第46号の文教建設常任委員会所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。採決の結果、議案第49号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、決算特別委員長より報告を求めます。

井上決算特別委員長。

○井上決算特別委員長 それでは、決算特別委員会報告をします。

去る9月5日の本会議において付託を受けました議案6件の審査を行うため、9月8日は南本村長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席のもとに開催いたしました。

議案第52号令和4年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。採決の結果、議案第52号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をいたしました。採決の結果、議案第53号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第54号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終

結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第54号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

議案第55号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第55号は本会議において原案のとおり認定すべきものと決しました。

議案第56号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第56号は本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第44号千早赤阪村印鑑条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第6号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号令和5年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第48号令和5年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号令和5年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第2号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号千早赤阪村過疎地域持続的発展計画の変更についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号柏原羽曳野藤井寺消防組合への加入に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号令和4年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第53号令和4年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第54号令和4年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第55号令和4年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第56号令和4年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

~~~~~

○千福議長 日程第15、報告第6号専決処分(工事請負契約の変更締結)の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 報告第6号は工事請負契約の変更締結に係る専決処分の報告についてでございます。

本報告は、計画変更及び追加工事に伴い千早赤阪村新庁舎建て替え工事の契約金額が増額となるため、地方自治法第108条第2項の規定により専決処分をした旨をご報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 報告第6号は千早赤阪村新庁舎建て替え工事に係る工事請負契約の変更

締結の専決処分<sup>1</sup>の報告についてでございます。

本報告でございますが、新庁舎の各部仕上げ変更及びカーポート、駐輪場、北側隣接境界部土留め擁壁及び南側駐車場整備工事等の追加により、変更前の契約金額6億6,575万6,300円に1,493万9,100円を追加し、変更契約金額6億8,069万5,400円を令和5年9月6日に専決処分をさせていただきました。

また、議決事項ではございませんが、植栽工事が適正時期ではないこと、また追加する南側駐車場整備工事に伴い工期を令和3年12月23日から令和5年9月29日までとしておりましたが、令和3年12月23日から令和5年10月31日までに延長いたします。ただし、南側駐車場整備工事及び植栽工事以外は令和5年9月29日に引渡しいただくこととなっております。

以上、地方自治法第180条第2項の規定によりご報告するものでございます。

○千福議長 これより報告第6号に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、これにて報告第6号を終結します。

~~~~~

○千福議長 次に、日程第16、議案第57号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第57号は、令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ347万7,000円を追加いたしまして、予算総額39億7,174万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、新庁舎警備業務の設計見直しによる経費などの補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますのでご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○千福議長 詳細説明を赤阪総務部長。

○赤阪総務部長 それでは、議案第57号令和5年度千早赤阪村一般会計補正予算(第7号)についてご説明させていただきます。

それでは、まず10ページのほうをご覧ください。

歳出でございますが、総務費は設計見直しによる庁舎警備業務委託料の増額及び旧千早小学校運動場に係る不動産鑑定業務委託料の増額でございます。

土木費は、地域公共交通協議会の新規委員の確定及び開催日数の増加による委員報酬及び費用弁償の増額でございます。

教育費は、村立中学校の普通教室と3階屋根の軒下ボード、体育館の外壁の剥がれ及びひさしの下面のひび割れによる修繕費の増額でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

繰入金は、今回補正に係る費用の増額により財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

井上議員。

○井上議員 地域公共交通協議会っていうのがまた新たに行われてるということなんですけど、ちょっと村長にお伺いしたいんですけど、先日全員協議会が行われまして、その場を欠席されて部長とともにどこかへ行かれてたということなんですけど、多分公共交通に関してどっかに行かれてた認識するんですけど、議会日程はあらかじめ決まってたわけですし、それを返上してそちらに行かれたということで、何か実績というか、その結果、何かこれはつかんだとか、そういうものはあったんでしょうか。それをちょっとできれば聞かせていただければと思います。

○千福議長 南本村長。

○南本村長 欠席させていただいて非常に申し訳なかったなっていうように思います。今この場で何ひとつ確定しているものがございませんので、テレビや新聞で報道されている内容とおりで、それ以降についてはここで申し上げれることはまだございませんが、ただ千早赤阪村としましても何としてでも喫緊の課題であります金剛バスの件のことをおっし

やっつると思うんですけども、それに向かってやはり1番は地域の皆様方、村にお住みの方々にご迷惑をかけないようにするように一生懸命取組をさせていただいておりますので、その点でご理解いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。

スピード感を持ってやっていただいているということで認識はするんですけど、ただ最近議会でもちょっと話が出るんですけど、議会として何か理事者から軽視をされてるんじゃないかという話もちらちら聞きますんで、やはり重要な会議等あるとは思いますが、やはりその辺考慮していただけて配慮していただければと思います。

以上です。

○千福議長 南本村長。

○南本村長 今のお言葉にありました議会の軽視っていうことは決してございませんので。ただ、私んとこ村だけで何も進めれることではございませんので、言えることと言えないことがありますので、確定したこととか、またご相談させていただくことは必ず、まずは議会の皆様方にご報告したり、またご相談したりをさせていただきますので、まだそこまで至ってないということで。何かが決まれば、日にちも限られてますから急遽進むと思いますが、そのときぜひお力を貸していただきますようによろしくお願ひいたします。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 分かりました。これから大変な作業がまた始まると思いますんで、私たち議会もやっぱり理事者と一緒になって、よく村長が言われる一丸となってやっぱりやっつかなあかんと思いますんでどうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、質疑を終結します。

これより議案第57号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

徳丸議員、移動をお願いします。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第17、請願第1号高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書を議題とします。

紹介議員からの説明を求めます。

徳丸議員。

○徳丸議員 請願趣旨説明。

請願第1号高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書は、8月21日千福清英議長宛てに提出されております。この請願者の原案の朗読をもって提案理由及び内容の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

受理番号1号高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、千早赤阪村小吹68-683、鈴木鉄雄、団体名、全日本年金者組合大阪府本部千早赤阪支部。紹介議員は私、徳丸初美です。

少子・高齢化社会に突入した日本では社会の活性化には高齢者の参加がこれまで以上に活発にならなければなりません。しかし、加齢性難聴による機能の低下は日常生活が不便になりコミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす要因となり、鬱や認知症の危険因子となっています。

政府は2015年に策定した新オレンジプランの中でも認知症を引き起こす要因として加齢や高血圧のほか難聴も上げています。日本の難聴者は欧米諸国と大差ありません。しかし、公的補助制度は欧米諸国に比べて低く、補聴器の普及の悪さにつながっています。高齢になっても健康で健やかに生活するために、以下の事項を要望いたします。

- 1、加齢性難聴は本人が気づきにくい聴力検査・検診制度を創設してください。
- 2、補聴器を使い続けるための支援策として、耳鼻咽喉学会が認定した補聴器相談員を配置し、相談、受診できるよう広報で周知してください。
- 3、加齢性難聴者の補聴器購入に対する独自の補助制度を創設してください。
- 4、加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める地方自治法第99条による意見書を提出してください。

以上が請願の内容です。本請願に対しよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、提

案理由及び内容の説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

井上議員。

○井上議員 請願を出されてるわけなんですけど、内容としては非常に重要なことだと認識しますし大事なことだと思います。ただ、今現状、国内において国の制度とか大阪府の制度を考えてみても、これは村に対して出されてるっていうことなんで、現状を鑑みるとこれは大変厳しい内容じゃないかなと私は思います。

中に書かれている内容も、文言に対してちょっと調べてみたんですけど、何か該当しないものが、いろいろ調べてみたんですけど、ないようなものもありまして、その辺ちゃんと精査して出されたのか、納得して議員として受けられたのか、その辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 先日の全協で田村議員も質問されたんですけども、この耳鼻咽喉学会っていうところの名称がないっていうことだったんで、私もその後、調べてみました。やはり見つけることができませんでした。紹介議員として不徳の致すところですが、請願の趣旨は補聴器購入の補助だと思って紹介議員になりました。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ということであれば、やはり内容的にも問題がありますし、議会としてちょっと取り上げることはできないかなと私は感じる次第です。

以上です。

○千福議長 ほかにありませんか。

服部議員。

○服部議員 確かに請願の内容に不備があったということなんで、まだこの請願が出ておりますので、請願のほうでちょっと私のほうから3点だけ質問というか、確認をさせていただきたいんですが。

まず、1つ目なんですけど、3番にある村独自の補助制度となると国や府の交付金は使えず村の一般会計からの持ち出しや、また金額が増えてくると当然ながら基金を取り崩すことになるんですが、この認識で合ってますか。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 確かにお金はかかると思います。ですが、金額としてそんなに大きな金額を言っているわけではありません。ですので、1人当たり、各地域によって違いますけれども、1万円とかそういった、それはまた決まってからのことなんですけれども、大きな金額ではないので行けると思います。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 大きな金額ではないということなんですけど、例えば2番の補聴器相談員ということで、この補聴器相談員も私も調べたところ不備がありまして、相談員というと大体販売店で販売する方の相談を受ける方を指してまして、この学会等が認定する方となるとお医者さんになるので、お医者さんの人件費と考えた場合、調べたところ300万円から500万円、さらに愛知県などの大都市では500万円から700万円の人件費をかけたわけです。

ということは、それだけの人件費がかかるし、さらに職員さんの事務手数が増えるし、さらにそこに補助金がかかってくるんで、下手をしたら1,000万円単位で発生する可能性があるんですが、徳丸議員は一体どれぐらいの財源を確保してもらおうと考えてるのかお考えをお聞かせ願えますか。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 確かに金額は相当かかると思います。うちの村よりももっと小さなところであるとか、同じようなところでも実際やっておられるところもあります。神奈川県清川村なんかはうちの人口とそんなに大差ないんですけども、助成を1万円出しているっていう実現してるところもあります。

金額的には、今、服部議員が言われたように相当お金がかかるということは認識はしております。ですが、やはりここの村に住んで高齢になってもそういった補助があれば気持ちよく住み続けられるという意味ではぜひ実現していただきたいと思っています。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 3問と決まっていますので最後の質問なんですけど、先ほど徳丸議員がおっしゃったように、うちと似たような自治体で実施しているところはあるんですけども、ただそこは先ほど申し上げたように、相談員というのを配置しておらず、大体販売店や耳鼻科のお医者さんと相談した上で、そこで購入した領収書を持ってきて村で補助金を出してもら



うということなんで、特に2番のことをやっている自治体というのは、私が調べた限りでは該当するところはなかったので。

確かに徳丸議員がおっしゃるように、補聴器の補助ということであればお金は確かにそれほどかからないかもしれませんが。ただ、おとついの全員協議会でも質問したんですが、少子・高齢化がますます進む本村で、さらに高齢者支援を村単独で行うとなると、生産年齢人口も本村は少なく、また子育て世帯等の課税世帯への負担が増えます。

年金者組合さんや、また紹介議員となった日本共産党さんのお考えでは課税世帯の負担が増えても高齢者を支援すべきだというお考えでお間違えないでしょうか。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 確かに服部議員が言われるように大変なことになると思います。ですが、これはもう本当に高齢化社会というのは日本全国避けて通れないことなんです。なので、今考えると本当に大きな金額でもありますし、大変なことだとは思いますが、やはりここを村としてしっかり住民の立場に立ち切ってやるっていうことが何より大事だと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○千福議長 服部議員。

○服部議員 本来であれば質問が終わってるはずなんですけど、一応先ほどの答えで、その認識があるのかどうかを伺っておりますので、その認識があるのかないか、はいかいいえで答え願えたらありがたいです。よろしくお願いします。

○千福議長 徳丸議員。

○徳丸議員 はい、認識はあります。

○千福議長 ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これより請願第1号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、原案に対する反対者の発言を許可します。

ありませんか。

田村議員。

○田村議員 それでは、高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書の採択に反対の立場から討論させていただきます。

今回の請願は加齢性難聴者に関しまして、1、聴力検査・検診制度の創設、2、耳鼻咽喉学会が認定した補聴器相談員の配置、村独自の補助制度の創設、4、公的補助制度創設

を求める意見書の提出の4点を村に求めるものであります。

高齢化が進む本村において補聴器の普及は高齢者のQOLの向上に資すると考えられ、補聴器の普及促進は十分に検討に値するものであると考えます。ただ、我々が調査いたしましたところ、2、耳鼻咽喉学会が認定した補聴器相談員の配置に関し、耳鼻咽喉学会という名称そのままの団体が存在せず不明確であること、そして恐らくその耳鼻咽喉学会に該当すると思われる一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会、こちら旧名称が日本耳鼻咽喉科学会と申します。そちらにおいては補聴器相談員の認定という制度が存在しないということが判明いたしました。

全員協議会での紹介議員との質疑においても、耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談員なるものがどのような団体の、どのような制度によるものなのか判明せず、村としても不明な団体の不明な制度に対応するということは不可能であることから、本請願の採択には反対すべきものであると考えます。

議会での請願の重要性を鑑みれば、請願された団体には内容を精査した上で請願されること、また紹介議員にもきちんと事実確認を行った上で承諾されることを求めます。

以上、反対討論を終わります。

○千福議長 ほかに反対の討論はありませんか。

服部議員。

○服部議員 発言を許可していただきありがとうございます。

私自身も令和4年3月議会で補聴器購入の助成制度について一般質問したことがあり、今回の請願に関しては確かに賛成するか、反対するか本当に悩みました。ただ、独自の補助制度を実施している自治体が増えているというご意見も確かにありますし、実際この大阪府でも交野市、富田林市や貝塚市など増えてきていることは認識しております。

ただ、本村の場合は、先ほども申し上げたとおり、高齢者率がまた府内でトップクラスであり、加齢による難聴者が快適に過ごせるよう補助していただきたいという気持ちで以前は一般質問をしたこともありました。

当時の福祉課長からは、村単独の助成は今のところ考えていないが、今後、国や府、近隣自治体の動向を注視するとの答弁をいただいたこともあります。ただ、やはり欧米諸国では国の主導で補聴器の補助制度を進めており、国と医療関係者等が協力していることから補聴器の普及や装具者の満足度も高いと。ただ、一方日本では国の体制がまだまだ整っておらず、この差は大きく、村独自の補聴器購入助成制度の導入には時期尚早だと考えております。

太子町の意見書や河南町、河内長野市の請願は国に対しての要望であり、まずは本村も

国に対して働きかけることが重要ではないでしょうか。私自身も国に対しての要望であり、国が支えるという考えならもう喜んでもろ手を挙げて賛成いたします。

最後に、今後ますます少子・高齢化が進む中で、本村の自主財源が減少していくことは容易に想像できます。令和4年度一般会計の決算でも自主財源は9億4,000万円で歳入全体の22.3%と乏しく、歳入の77.7%、およそ8割近く依存財源に頼っている本村の財政状況では村独自の取組は厳しいと考えます。

よって、今回の請願に関しては反対の立場とさせていただきます。

以上で発言を終わります。

○千福議長 ほかに反対の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようでしたら、原案に賛成者の発言を許可します。

徳丸議員は自席に戻ってお願いします。

原案に賛成者の発言を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 請願第1号高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願書について、賛成の立場で討論を行います。

2017年に英国ロンドン大学の教授らが世界5大医学誌に数えられるランセットに生活習慣などを改善することで認知症の発症を約40%防ぐ、あるいは遅らせることが可能であるとの研究結果を発表したことは認知症の研究の世界に衝撃を与えました。

その画期的な論文には12の認知症リスク因子が上げられ、中でも8%を占める最大のリスク因子が難聴だったということです。以来、日本においても認知症対策への位置づけとして地方自治体による加齢性難聴者への補聴器購入への助成制度が広がり、2023年3月末には265の自治体に上り、近隣では河南町、太子町、富田林市、河内長野市でも意見書や請願が可決されております。

認知症患者が2025年には国内の高齢者3,500万人の中の700万人、5人に1人が認知症になると推定されており、また65歳以上の3人に1人が難聴になるとされています。政府も令和2年度から国立長寿医療研究センターが行っている補聴器装着の有無による認知機能の低下に関する調査において補聴器利用の重要性を認めています。

また、各自治体における課題と今後の自治体における取組強化の検討が必要なものとして5つの提言、1、難聴の早期発見の仕組みの構築、2、医療機関への受診勧奨への仕組みの構築、3、適切な補聴器利用へ相談員や認定員、技能者への周知、4、補聴器装着用へのフォロー、5、また各自治体における課題と今後の自治体における取組強化の検討が

必要な難聴高齢者への戦略的な支援スキームを示しました。

これらの提言はまさに今回の請願者が求める請願趣旨に沿った内容です。高齢者の暮らしを守り、認知症患者の増大という将来を見据えた対策として、本請願は高齢化が進む千早赤阪村にとっても極めて重要な課題ではないでしょうか。

今回の請願、不備もありましたが、請願の趣旨は加齢性難聴の補聴器の補助です。若い人が移り住んでくださったり、住み続けてもらうのももちろん大事なことですけれども、年齢を重ねた方たちが補聴器をつけることで耳の聞こえがよくなり、社会参加ができるようになり、元気で長生きされることもとても大事なことです。

議員の皆様から様々な貴重な意見、またこの請願に対する不備についてのご指摘もありました。私も紹介議員として未熟な点もあったかと思いますが、住民の方の高齢になっても健康で健やかな生活をしたいという思い、そのためにも高齢者の聴力検査、検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めるこの思いにぜひ応えていただき、この請願にご賛同いただきますようお願いして、私の賛成討論といたします。

○千福議長 ほかに賛成の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これで討論を終結します。

これより請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成1名 反対4名)

○千福議長 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第18、議案第58号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月22日提出。千早赤阪村議会議長千福清英様。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、千早赤阪村議会議員服部幸令。賛成者、千早赤阪村議会議員徳丸初美。賛成者、千早赤阪村議会議員田村陽。賛成者、千早赤阪村議会議員藤浦稔。

内容を読ませていただいて提案理由にさせていただきます。

特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書。

文部科学省学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童・生徒は年々増加しており、10年間で特別支援学校については学校数が約11%増加、児童・生徒数は約14.3%増加、特別支援学級は1.6倍に増え、児童・生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童・生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また、今日共生社会の形成に向けて障害者の権利に関する条約に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって、政府においては医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や様々な障害のある児童・生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて以下の事項について財政措置を含めた特段の措置を講じることが求められる。

(1) 特別支援教育支援員の適切な配置。

障害のある児童・生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助と学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童・生徒に対し学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置への支援。

(2) 特別支援教育コーディネーターの適切な配置。

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置への支援。

(3) 看護師等の専門家の適切な配置。

医療的ケアが必要な子どもや障害のある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST、言語聴覚士、OT、作業療法士、PT、理学療法士等の専門家の必要に応じた適切な配置への支援。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の強化。

各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し校内全体での取組を促進するために、特別支援学校のセンター的機能強化への支援。

(5) 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置。

GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を特別支援学級や特別支援学校において授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するための特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置への支援。

（6）特別支援学校教諭免許状の取得支援。

特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や大学等における特別支援教育に関する科目の取得促進と教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得への支援、併せて特別免許状についても強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和5年9月22日、大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○千福議長 お諮りします。

議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第58号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題と

します。

井上議会運営委員長から会議規則第75条の規定に基づき、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで休憩を行います。

11時20分から再開としますので、よろしくお願ひします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第20、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

それでは、第1番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 議席番号7番、議長通告に基づき、平政会、藤浦稔、次のとおり質問します。

燃えるごみなどの収集について。

燃えるごみなどの収集は各地区や隣組などが設置した場所に出せば村の委託業者が収集することになっています。小吹台地区の燃えるごみは同地区独自で追加の委託料を業者に支払い、玄関先に置けば業者が戸別に収集することになっているようです。小吹台地区以外の地区での戸別収集をする場合、道路が狭く玄関先までごみ収集が入って収集することは不可能あり課題もあることは理解しております。

しかしながら、お年寄りの高齢世帯などが進み、ごみ集積場所までごみを持ち出すのが困難な世帯やお年寄りが多くなっている状況であり、早急な何らかの対策が必要となっております。役場だけでなく各地区にも協力を得る必要があると思われるが、村はごみ収集の問題解決に今後どのように取り込んでいくかを伺います。

○千福議長 答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 燃えるごみなどの収集についてご答弁申し上げます。

ごみの戸別収集については地区ごとに状況も異なり、高齢化の進展に伴い今後ますます

解決が困難な課題であると認識しております。村としては地区や社会福祉協議会などと連携、協議するとともに、他自治体の取組についても調査研究を行うなど、課題解決に向け検討していきます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 ただいまの答弁ではごみ出し方法について具体的な議論になりません。再質問をやめ、要望に切り替えますので了承願います。

今、私のお年寄りのごみ出しについての質問に対し、至極簡単に、1つは今後ますます解決が困難な課題であると認識している、もう一つは問題解決に検討していくと当たり障りのない答弁、他人事のような答弁でごみ出し方法を具体的に考えてもらわないのであれば質問しても意味がありません。

先ほど村長に対し別件で議会軽視ではないかとの質問でありましたが、私もそのように今感じたところです。役場では南本村長をはじめ、ごみ出しで困っているお年寄りのことを真剣に考えてもらえないことがよく分かりました。

今回の私の質問は森屋地区の組長会においてお年寄りが手押し車、キャリアカーを押してつらい目をしながらごみを出されている、これが何とかならないかと切実な要望があったものでありますが、ただいまの役場のやる気のない考え方は地区住民の方々にしっかり私から伝えておきます。

私は今の答弁で、以前、五、六年前の話ですが、区長会で中津原区長は村の社会福祉協議会が行っている回覧板配布の方法で、そのときの区長はお年寄りの組長が坂を上り持っていくが、留守があり二度、三度と持っていくことになる。大変でありつらい目をされている、これは何とかならないかなど切実にお年寄りの回覧方法について要望されていたことを思い出しました。

ごみ出しの問題は高齢化を迎えている村にとって、今後お年寄りの大きな問題になることは間違いありません。私はお年寄りがごみを集積場所まで持っていかずに近くに出すことで負担が軽くなる。

次に、村としてごみの集める場所から戸別収集に取り込んでいく考えを持ってもらうこと、ごみ出しは喫緊の課題であり、役場だけで解決は難しいことは理解しております。3市2町1村の南河内環境事業組合の意見を聞きながら早急に解決されることを要望しております。

次に、2番目の質問ですが、大森地区における企業誘致については議長通告しておりま

したが、質問内容などに変更が生じたため、質問は次の定例会などに変更、取り下げますので、許可を願います。

以上です。

○千福議長 ただいま藤浦議員より2問目の質問を取り下げる申出がありました。

申出のとおり、取下げを許可します。

続いて、第2番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一です。

議長通告に基づきまして3点の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、地域住民の移動手段についてということでお伺いします。

昨今、少子・高齢化が進み従来の社会形態では日常生活に大変支障が起こる地域や住民が増えてきて社会問題となっています。地域を支える公共交通機関も経営困難に陥り、公的援助を受けても様々な要因から先細りで維持が困難な状況になっています。

本村も例外ではなく、過去に様々な取組をされ、現在はタクシー、バス利用の助成制度を行われていますが十分な施策とはなっておりません。利便性の高い本当の意味での公共交通を目指し努力されていると考えますが、現在の状況と課題について伺いたいと思います。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、地域住民の移動手段についてご答弁申し上げます。

地域公共交通の現状については、議員ご指摘のとおり、少子・高齢化やモータリゼーションの進展などにより収益の確保が困難となっているほか、深刻な運転不足に加えて、働き方改革関連法に関する2024年問題を控え、極めて厳しい状況であります。

また、金剛自動車株式会社が今年12月20日をもってバス事業を廃止することを表明されました。本村としましては富田林市、太子町、河南町とも連携しながら代替交通の確保に向けて対応を検討してまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

緊急事態ということで、もう今後バスは営業を辞められるということで大変な状況にあるんですけど、長年にわたり地域の公共交通手段として利用されてきた金剛バスでありますが、様々な要因で、利用者の減少や、また働き手の減少などで苦しい経営状況が続いて

いたのは皆さんご存じのとおりで、廃業に至ったようなんですが、このような状況に陥る前に十分に状況の分析や、また提案等の協議はなされていたのか。また、村として金剛バスに対しどのような支援を行ってきたのか、取り組まれた支援の成果について客観的な分析をお伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 金剛自動車株式会社の支援につきましては、平成30年度から金剛タクシーなどで利用できる公共交通利用助成事業を行い、令和2年度からは金剛バス、南海バスにも対象を拡充し、高齢者などへの外出支援を行ってまいりました。

そしてまた、昨年度には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、他市町村と共同で燃料価格高騰対策補助金を交付しております。また、国や4市町村との合同で公共交通ICカードシステム導入に取り組むための予算計上をしてまいりましたが、同社からシステム導入後の保守費用負担の懸案を理由に事業を断念された状況であります。

今般、タクシー事業と同様に経営状況の説明や支援の要請もなくバス事業の廃止を決断されたことにつきましては誠に遺憾であります。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

12月20日にもう金剛バスがなくなるということで、村としては公共交通がなくなってしまうという現状で、早急に代替の交通手段をまた村のほうで考えていく、またみんな一緒になって考えていかなければならないと思うんですが、どのように現状で検討を進められているのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 本村としましては金剛バス廃止後の代替手段の構築に向けて現在、富田林市、太子町、河南町と緊密に連携を図り、国や大阪府からの支援も得ながら、近鉄バスや南海バスをはじめとするありとあらゆる交通事業者などの協力が得られるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 答弁ありがとうございました。

以前より地域住民の移動手段につきましては様々な村民からのご意見や要望を受け大変苦勞されてきたと思うんですが、このような形で緊急な対応を迫られてもう本当に大変だとは思いますが、逆転の発想でピンチをチャンスと捉えて、できる限りの知恵と、あと皆さんの力を結集してよりよい体制を今後に向けて構築するための努力をお願いしたいと思えます。

以上です。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 それでは、2問目につきましてご質問いたします。

奨学金返還支援制度についてご質問いたします。

我々公明党は今までも学びたい人が経済的理由等により進学を諦めることのない社会を目指し、奨学金制度の対象者の拡大や返済不要の給付型奨学金の実現に取り組んできました。

取組を進める中で、日本学生支援機構によると、現在大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実をしてみられました。しかし、卒業後の若者から奨学金の返済が苦しい、負担が重いとの声をよく聞くようになりました。家計の収入減や支出増で、2019年度末の返還延滞者数は32万7,000人で、延滞債権は約5,400億円に上ります。延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施をされています。一定期間、村や町に定住をし就職をする等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度でございます。2022年6月現在、全国615市町村が導入をしています。

2020年、制度が拡充をされ、市町村につきましては基金の設置が不要になり、国の支援範囲も拡大されました。奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から若者の地方定着を促すこの制度を村でも実施することが必要ではないかと考えますが、村長の所見を伺いたいと思えます。

以上です。

○千福議長 答弁者、稲山副村長。

○稲山副村長 奨学金の返還に係る支援制度についてご答弁申し上げます。

今、井上議員からのご説明いただきましたけれども、その必要性については十分認識

してるつもりでございます。ただ、先ほどの金剛バスの件もございしますが、現在村を取り巻く諸状況を鑑みると、現時点で直ちに実施することってというのは困難であるというふうを考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 すいません、要望に代えさせていただきます。

今ご答弁いただいたんですけど、財政的なものもあって優先順位は低いとのことでありますが、現在少子・高齢化が進む村でありますし、政府が今まさに進めようとしてます異次元の対策と並行し施策として工夫されてはと考えます。志を持ち、学業に専念をされ、夢や希望を持ち社会に進出される方々の負担を少しでも軽減をし、結婚や育児に喜んで臨んでもらえるように考えていただきたいと思います。

令和2年に要件の緩和がなされ、制度を利用に関する条件についてもできるだけ利用していただけるように村独自に検討し設定ができるので、地方創生や若者の負担軽減、ひいては村の将来のため、一番大事な人材確保につながるのではないかと考えますので、どうかよろしく願いいたします。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 それでは、最後に3問目の質問をさせていただきます。

胃がん対策について。

ヘリコバクターピロリ菌は胃がんの原因菌として知られています。ピロリ菌は5歳くらいまでの間に感染することが分かっており、感染期間が短いほど胃がんの予防効果が高くなることから早めの除菌が望ましいとされ、29歳までに除菌をした場合、99.9%胃がんを抑制できるという論文もございます。

村では胃がん検診の無料受診や胃の内視鏡検査を2,000円の負担で受けることができるなど健診の推進に努力されておられるところでございますが、胃がんの原因菌として知られているピロリ菌検査の無料化には至っていません。

本年、新たに理化学研究所の発表によりますと、遺伝要因がピロリ菌感染の胃がんリスクを高めることが分かり、ピロリ菌除菌によりその高まったリスクを低減できる可能性があることが明らかにされました。

また、以前より除菌による胃がんの抑制効果につきましては、厚生労働省の令和2年1月のがん検診の在り方に関する検討会で示されたとおり非常に効果的であり、検査を無料

にすべきとの一文もごございます。村でのピロリ菌検査の実施、または医療機関での検査の自己負担助成の実施について考えをお伺いしたいと思います。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 胃がん対策についてご答弁申し上げます。

ヘリコバクターピロリ菌の検査につきましては、国立がん研究センターによる有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインで市区町村が行うがん検診として推奨されておられませんので、現時点で実施は考えておりません。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

胃がん検診のガイドライン、国のガイドラインには推奨がないということなのですが、令和3年度の市区町村におけるがん検診の実施状況調査によりますと、全国約1,730のがん検診実施市区町村のうち、663の市区町村でピロリ菌検査を実施をし、15万549人の受診者が報告をされています。胃がん検診ではなく、健康を維持するための健康診断として導入することはできないのでしょうか、お聞きいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 繰り返しになりますが、先ほど答弁いたしましたとおり、現時点で実施する考えはありませんが、今後国から推奨された場合には対応を検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 答弁いただきありがとうございます。

早期発見、早期治療の観点からしても、住民の意識向上のため健康教育等で情報提供等のサービスをしていくことも大事ではないでしょうか。その点についても考えを伺いたいと思います。お願いいたします。

○千福議長 答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 がん予防の健康教育はこれまでも実施しており、がんのリスクファクターに関する住民への周知は重要であると考えております。今後も様々な場面を活用し住民の健康意識の向上に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。広報等にも載ってますんでいろいろ拝見はしてるんですけど、様々、月々日々に情報更新はされたりしてますので、できるだけ細かく発信をしていただければと思います。

胃がんに限ることではないんですけど、日々研究や開発が行われ新しい技術や発見が報告をされています。情報が非常にインターネット含め、あふれておりますので、皆さん、住民の方にしては取捨選択っていうのは大変難しく、信頼できる情報を得ることも大変な状況であると感じます。

行政が発信される情報や施策は住まわれてる住民にとっては身近な信頼できる非常に大事な情報源の一つであります。これからも地域住民が健康で長生きできる情報や施策をお願いしたいと思います。

以上です。

○千福議長 続きまして、第3番目の質問者、徳丸議員、1問目の質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美、議長通告に基づき2点質問をさせていただきます。

災害時の戸別受信機について。

地球温暖化の影響か、毎年のように台風や大雨が日本列島を襲い各地で大きな被害が出ています。本村でも土砂崩れなどが多く発生している状況があります。台風や大雨の際は防災無線が聞こえにくい場所があり、避難が遅れて災害に見舞われることが予想されます。

これから起こり得る災害のことを考え、ほかの町では国の補助で全戸に戸別受信機を設置したと聞いております。本村でも全戸に戸別受信機を取り付けられることを求めますが、村としての考えを伺います。

○千福議長 答弁者、中野村政戦略部長。

○中野村政戦略部長 災害時の戸別受信機についてご答弁を申し上げます。

決算特別委員会でも詳細にご答弁をさせていただいたとおり、全戸に戸別受信機を取り付けることは考えておりません。今後は通信が影響を受けにくいSNSによる情報配信に移行していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 今年の気温の高さや各地で起こっている災害を見ていると、多くの人が危機感を感じられていることだと思います。全戸につけるつもりはないということですが、住民の環境も刻々と変わってきています。また、自然の猛威も今まで思いもしなかった形で各地で起こっています。

年齢を重ねた方はスマホとか携帯を持っておられない方もあります。防災無線が聞こえにくい地域に要望を受けて戸別受信機を取り付けるとしたら、今年度何台まで可能かお聞きします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野村政戦略部長 戸別受信機につきましてはこれまでも各地区の要望により取り付けてまいりました。今年度といたしますか、現在在庫では約20台残っておりますので20台分の設置は可能でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

今、村では20台とお聞きしました。やはり要望のあったお宅に早くにつけていただきますようよろしくお願いいたします。

近年、本村では人命が失われるようなことはなかったとしても、今後は想定を大きく超える災害が起こることも考えられます。ほかの町では国の補助金をもらい全戸に戸別受信機を取り付けたという例も聞いております。本村でも大きな災害が起こる前に全ての住民の命を守るため、国や府から補助をどうしたらもらえるのか、近隣の市町とも聞き取りをし進めてほしいと思います。

以上、要望とします。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 2問目、赤阪小学校でプールがなくなり、子どもたちはB&G海洋センターのプールを使用しています。今まで学校が休みになると一般住民に開放されプールを利用することができました。今年は住民に開放していませんでしたが、その理由を伺います。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 B&G海洋センターのプール開放についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止により、令和2年度から令和4年度まではB&G海洋センターのプールの一般開放を中止しておりましたが、今年度につきましては一般開放を再開すべくプール監視業務委託予算を確保し準備を行ってまいりました。しかしながら、

入札が不調となり監視員を確保することができなかったことから一般開放を中止したものであります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問はお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 入札が不調に終わりっていうふうにお聞きしました。ほかの近隣の市では実施されているところもありました。業者が入札に応ずることのできるような予算を取り組むべきではないかと思いますが、そのつもりはありますか。

○千福議長 再質問の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 令和2年度以前のプール監視業務委託費を考えまして今年度も予算要求をし、27日間で417万円の監視業務委託予算を立てて入札を行いました。その結果、不調になりましたので開放することができませんでした。

以上です。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

夏休み、子どもたち本当に楽しみにしているプールでもあります。ですので、ぜひ来年度はそういった子どもたちの希望をかなえていただきたいというふうに思います。

今、地球温暖化で暑い期間が長くなってきています。開放の期間も7月から9月までとか延長することなども含めて要望といたします。

○千福議長 ここで休憩といたします。

13時から再開としますのでよろしくをお願いします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

第4番目の質問者、田村議員、1問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。

事前に通告させていただきましたとおり、耕作放棄地の適正化を、そして近居・同居を積極的に支援してはの2点についてご質問させていただきます。

今回の質問は決定権をお持ちの村長にお伺いしたいと思います。

まず、耕作放棄地の適正化についてお伺いいたします。

平成30年6月議会の一般質問でも耕作放棄地への抜本的な対策を要望いたしましたが、それ以降も事情に大きな変化はなく、農業従事者の高齢化や後継者不足などに起因する耕作放棄地の増加は相変わらず喫緊の課題となっております。

耕作放棄地の中には既に荒廃農地化しているものも多く、1、害虫の発生、2、野生生物の増加、3、ごみの不法投棄などの誘発などの原因となっているように思われます。それら諸問題は耕作放棄地の範囲内にとどまるものではなくその周辺農地にも及んでおり、農業従事者の悩みの種となっているところです。

耕作放棄地の増加により周辺の農地での耕作にも悪影響が出れば、さらなる耕作放棄地化の呼び水となるおそれもあるかと思われます。村としてもこのような現状を憂慮しておられることと思いますが、村として何かできることはないのでしょうか。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 それでは、耕作放棄地の適正化についてご答弁申し上げます。

村としても喫緊の課題というふうに認識しているところです。全てに対して非常にすぐにはしないといけないところとかたくさんある中でも、田村議員ご質問のこの耕作放棄地については村といたしましても最大の課題というふうに認識しておるところでございます。

農業委員会では毎年農地パトロールの実施や地元農業委員による所有者への草刈り等の適正管理の指導など行っていただいております。また、今年度は農地利用アンケート調査を実施していただき現状地図を作成する予定としており、6年度にはこれをもとに地域の農家の方々との話し合いで今後の農地の在り方を決める地域計画を策定するというふうにしております。

今後ともこれらの取組を確実に推進してまいりたいと思いますので、ご協力またご支援のほどもよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 再質問いたします。

荒廃農地に関して近隣農家から農業委員会に相談が入った際には農業委員会から農地所有者に対して指導を行っている聞いておりますが、農業委員会の指導に従わない場合、村長からも農地所有者に対して適正管理の指導通知を提出しておられますでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 村から農地所有者に対して適正管理の指導の通知は今のところ行ってはおりませんが、農地委員会が実施する農地パトロールにも同行するなど、遊休農地の実態を把

握し情報共有を図っておるところでございます。

また、農業委員会との耕作放棄地の対策などの意見交換会を実施しておりますので、今後も続けて実施をして行政としても把握に努めたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 耕作放棄地解消に向けた取組として、草刈りに対し営農促進事業補助金が新設されたと聞いております。そちらの補助金は機能しているのでしょうか。現在の実績がどうなっているかお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 営農促進事業補助金は中間管理事業を活用して遊休農地で耕作していただくための補助として草刈り業務に係る経費の半分を村が負担する事業でございます。令和4年度に創設をいたしました。現在に至るまで利用実績はございません。今後、実情を踏まえ、当該補助金の在り方等について農業委員会の皆様と再検討していただきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうも答弁ありがとうございました。

まず1つ、農業委員会からの指導通知があっても改善を図っていただけない場合、その場合には村長からも指導通知、こちらをご提出いただきたいと思っております。というのも、やはりこれまで農業委員会からの言わばお願いというような形で出してもらえたと思うんですけれども、それはやはり村からの指導通知という形になれば1つステージというか、段階が上がると思うんです。ですので、ひとつその農地所有者の方に対しても、強制力とは言いませんけれども、そういう改善へ向けた動きをしていただけるのではないかとこのように思います。

また、現在の営農促進事業補助金ですが、こちらは遊休農地にて新たに耕作することを念頭に置かれて創設されたようです。しかし、これは新たな農地を耕作ということで、現在の耕作地を守ることで手いっぱいになっているという、そういう実態には適していないのではないかとこのように思います。

新たに耕作地を増やすということも確かに必要だと思っておりますが、まずその前に今現在耕作しておられる農地を守るよう補助金の再検討をよろしくお願いたします。村長として

も喫緊の課題として認識しておられるとのことですので迅速にご対応いただけるものと思っております。その点強く要望させていただきたいと思っております。

以上です。

○千福議長 続いて、2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 2問目の質問をさせていただきます。

昨今、近居または同居を支援する取組が活発に行われております。近隣自治体でも同様の取組はされており、例えば河南町では河南町3世代同居近居支援補助金制度として住宅取得、リフォーム費用を助成。また、太子町でも太子町3世代同居近居支援補助として住宅取得及びリフォーム費用を助成しておられます。

本村でも一つの類似の制度として新築マイホーム取得費用補助事業並びに空き家改修補助事業がございますが、本村の制度では一戸建ての新築及び空き家の改修に限定されており、例えば子ども世帯と同居するために実家をリフォームする、そういった場合などは制度の対象外となってしまいます。

減少の一途をたどっている村の人口を増やすためには新規移住者を呼び込むことも、これ確かに必要だと、そういうふうにも思いますけれども、村で生まれた子どもたちに再び村に戻ってきてもらう、そういった取組も必要なのではないのでしょうか。かく言う自分も都会で暮らした結果、村のよさに改めて気づかされ村へと戻ってきた一人であります。

そろそろ来年度の予算編成が始まる時期でもあり、村としても同様の補助を行うべきではないかと考えますが、行政、村長のお考えをお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、南本村長。

○南本村長 近居、同居を積極的に支援してはについてご答弁を申し上げます。

太子町、河南町などが3世代同居、近居支援を実施していることは承知しておりますが、村としましては過疎対策としての定住を目的とした子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金事業を実施しており、今後とも同事業に力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 今後も子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金事業に力を入れて取り組むというご答弁でしたが、現在の補助制度では中古住宅の購入や同居目的で行うリフォーム工事費用への補助というものはありません。また、対象者も独り親世帯など多様化する

家庭形態にも対応できていないという状況です。これらに対応するよう補助制度の見直しなどを行うべきではないかと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 リフォーム補助の創設は今のところ考えてはおりませんが、新築補助の対象に多様化する家庭形態にも対応できる補助制度の見直しをする必要っていうのは必ずあると思いますので、今後も前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ただいま新築について独り親世帯を追加するというふうにご答弁いただきましたけれども、独り親世帯の相対的貧困率、こちらはもう50%を超えていると言われております。もう約半分以上が貧困というその状況で、果たして独り親世帯が容易にマイホームを新築できるかといえば、これはなかなか考えにくいというふうに思います。

独り親世帯のマイホーム新築を補助対象に加えても実態とあまりにかけ離れてまして、これだと千早赤阪村の村長は独り親世帯の窮状を理解していないというふうに村長の政治センスが疑われてしまうのではないかと危惧いたします。

今回は村で生まれ育った子が離婚などを経ても再び温かく迎えてあげてほしいとの思いからご質問しております。村で生まれ育った子が離婚などを経て、例えばシングルマザーとして村に戻ってきても、新たにマイホームを建てるなら、マイホームの新築なら支援するけれども、建てないなら支援しないというのが村長のお考えということでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、南本村長。

○南本村長 田村議員がおっしゃっていることは非常によく分かります。ご説明にあった中でも私もそのように、田村議員と全く同じ考えは持っております。しかし、いわゆるUターン施策のことであると思いますが、村ではこれまでからまず保育料、また給食費の無償化、子どもの医療助成など子育て世帯への応援、ひいてはUターンされる方が増えるような施策に力を入れて取り組んできたと私は思っております。

つまり、Uターン施策としてリフォーム補助を創設することを現時点では考えていないということであり、新築をされない方には支援をしないということでは全くございませんので、そこのところご理解いただきますようによろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 新築のみ支援するのが村長のお考えということで、リフォームについては検討すらしていただけないということのようですが、我々の提案ってそこまで意味のないものかというふうに思います。

村長の政策で現状子どもが増えているなら検討の必要もないかと思います。しかし、実際には減少が続いているわけです。減少が続く現状では検討するのが当然ではないでしょうか。減少が続いているにもかかわらず検討すらされないというのではやる気がないと思われかねません。

昨今は質問にもお答えいただけないことが多々ございます。本日、皆さん一般質問されてますけども、それもほとんどが実際にはノーという回答だったと思います。村長は以前ワンチームと、もう度々おっしゃっておられました、我々の提案をまともに取り合っていない現状が村長にとってのワンチームなのでしょうか。我々は民主的に選ばれた住民の代表であります。もう少し議会の声に耳を傾けていただきたく思います。

以上、要望とさせていただきます。

○千福議長 続いて、第5番目の質問者、服部議員、1問目の質問を許可します。

○服部議員 議席番号3番、服部幸令、議長通告に基づき3問の質問をさせていただきます。

まず、1問目ですが、小吹台連絡所の開所日数縮小の反応はについて伺います。

6月議会でも一般質問させていただきましたが、小吹台連絡所の開所日数の縮小が施行される直前だったということで私自身も了解しておりましたが、なかなか明確な回答がなかったもので、今回は試行期間中ではありますが、7月から7、8と2か月間経過しておりますので、その間寄せられた住民アンケートなど、住民の反応はどういう反応が寄せられるか伺います。

○千福議長 答弁者、池西健康福祉部長。

○池西健康福祉部長 小吹台連絡所の開所日数縮小につきましては現在も試行中ではありますが、住民の皆様にご理解とご協力をいただき大きなトラブルもなく施行できているものと理解しております。

アンケート調査につきましては肯定的な意見や否定的な意見など様々な意見をいただいております。詳細につきましては、試行終了後に結果を取りまとめ、議会にも報告してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 確かに私のところにも肯定的な意見や否定的な意見、両方とも寄せられている現状です。やはりまだ試行期間ということで、またご答弁いただいたとおり、試行期間終了後に改めてご報告いただくということですので、またそのときはよろしく願いいたします。

次に、住民さんの声もなんですけども、広報にも書かれたとおり、職員さんの業務負担軽減など業務見直しということもありましたので、こちらで職員側の反応はどういうふうになってるのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西健康福祉部長 今回の試行においては開所日を週5日から週3日に縮小しており、その結果、生み出された2日分の時間については別の業務に当てることができていることから、当初の予定どおり効果が出ているものと理解いたしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

開所日の縮小に関しては同意できるが、今後完全に小吹台連絡所が閉鎖されると困るという住民さんの声はかなり聞かれました。ただ、最近では職員の成り手不足ということも言われていますので、職員の業務改善を図りながら、改めて住民サービスが低下しない施策を希望します。

また、完全に開所日数の縮小の実施期間が終わった後、先ほどの答弁もいただきましたとおり、今後の方針について、またいろいろと相談させていただけたらありがたいと思いますので、そのときはまたよろしくお願いします。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 2問目、害獣対策・駆除の状況について伺います。

今年は豚熱の影響もなくなりつつあるのか、イノシシの頭数が増えているという情報も聞こえてきています。特に、これからお米の収穫時期などを迎え、イノシシによる農作物の被害が増えてくると思われます。

そこで、昨年と比べて捕獲数や被害などがどのくらい増えたのか、また現状の害獣対策・駆除について伺います。

○千福議長 答弁者、菊井産業建設部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 それでは、害獣対策駆除の状況はについてご答弁申

上げます。

イノシシの捕獲数は、令和3年度は豚熱の影響があり20頭で、令和4年度については62頭というような感じで増加しております。また、農作物等の被害金額の全容は把握できていませんが、農業共済組合から農業者への支払い共済金は、令和3年度は0円に對しまして、令和4年度は18万3,616円と増加しております。

現状の対策としましては、農家が自ら行う防止策の購入費用の一部や鳥獣被害対策実施隊による捕獲を実施しているような状況でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

やはりイノシシの被害が増えてるということで、全国的にも豚熱の影響がなくなりつつあるのかという報道と一致するのかなと思われま。

そこで、最近なんですけど、大阪府が注意喚起していることが鹿の情報でして、この府内南部で鹿の目撃が広がっているという情報が、私も見まして、実際に富田林市の甘南備、本村の水越峠等、さらに先週太子町の方にお会いしたときに太子町の方が言っていたのが、近くのもうスーパーの駐車場で瘦せた鹿見たよという話も聞くことができましたので、また河内長野市では実際に捕獲もされているということで、まだ本村では被害が出てないと思うんですけども、これから大阪府が注意喚起してるように鹿がこれからはもたらず被害というものがあると思いますので、本村は鹿への対策はどのように考えているのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井部長。

○菊井産業建設部長兼災害復旧室長 数年前から鹿の目撃情報については本村としても把握しております。現在のところ、村での被害は聞いておりませんが、状況を注視していく必要があると考えており、令和4年度に村鳥獣被害防止計画のほうを改正しニホンジカを捕獲対象鳥獣として追加のほうをしております。また、大阪府と協力しまして、村内の数か所に自動撮影カメラを設置し、モニタリング調査を実施しているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

獣害対策としては捕獲だけでなく農地に近づけない対策も必要だと考えております。特に、先ほど田村議員の質問でもありましたとおり、耕作放棄地は病虫害の発生原因となり、近隣住民や農地に悪影響を及ぼすだけでなく、有害鳥獣のすみかにもなってしまいます。

個々の農地を守るのは所有者の役割で自分の農地は自分で守ることが大前提ではあると考えております。ただ、行政に頼るだけでなく、地域が主体的に獣害対策に取り組むことが必要と思われるため、集落での話し合いを進めるなど行政としても促していくことが重要だと思われまます。

また、現行のイノシシ対策用の電柵では鹿に対応できないので、被害を最小限に抑えるためにも近隣のほかの自治体とも情報共有し対策を取れるように備えておくことを要望して終わります。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 3問目、小・中学校の安全管理対策はについてお伺いします。

令和5年7月26日に富田林市向陽台の市立藤陽中学校に刃物を持った男性が侵入し、確保される事件がありました。事件当日は部活動や補習が行われており、校門は開いていたようです。

最近是这样いった物騒な事件が多発しており、一例なんです、令和5年3月には埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件があった。その結果、文部科学省が今年の3月17日付で事務連絡、不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策についてにより、各学校の危機管理マニュアルについて各学校の設置者に点検を依頼したところ、今回の点検の結果、令和5年7月12日までに回答のあった全国4万8,485校の学校のうち、98.7%の学校が危機管理マニュアルを作成しており、このうち不審者侵入に関わる防犯対策を記載している学校は95.9%でした。ただ、このうち3段階のチェック体制まで記載している学校は59.6%と約6割にとどまっている現状だったということが文部科学省が発表したデータであります。

そこで、本村の小・中学校の安全対策は、特に土日や夏休みなどの長期休暇など、小・中学校の安全管理及び対策について伺います。

○千福議長 答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 小・中学校の安全管理対策はについてご答弁申し上げます。

本村の小・中学校においては不審者侵入時のための危機管理マニュアルを作成しておりまして、土日、夏休み等に関わらず不審者侵入時にはレベル1から3、それぞれ3段階に

合わせて児童・生徒の安全確保に対応するようしております。

また、富田林警察と連携し不審者対応の実地訓練も毎年実施しております。今後も学校、警察、行政が連携を密にし児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

先ほどのデータと照らし合わせても、本村は不審者侵入時にはレベル1から3のそれぞれの段階に合わせて危機管理、また対応しているということで少し安心したところでございます。

そこで、再質問なんですけれども、小学校に関しては通り抜けとかという問題がなく、特に本村の村立千早赤阪中学校に関しては地権者の方との関係でどうしても通り抜けの問題があるということなんですけれども、この地権者以外に棚田へ行くことを希望する人への対応はどうなっているのか。また、生徒や教員の安全確保のためにも通り抜けは制限したほうがいいかなと考えておるんですが、担当課のお考えはいかがか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、栗山教育長。

○栗山教育長 学校における安全管理の一環としまして、農林商工課で鍵の貸出しを認めた人以外の通行はお断りしております。今後も地域の皆様の協力も得ながら、生徒や教員の安全確保に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 要望をお願いします。

何よりも優先すべきは生徒、教員の安全であると思われれます。特に、中学校の通り抜けには少なからず事故が発生する可能性があると思われれます。事が起こってから、あのとき鍵を貸すべきじゃなかったとか、事が起こってから後悔しないためにも中学校内の通り抜けには農林商工課と教育課で連携して対応し安全確保に努めていくことを要望します。

また、本村の不審者侵入時のための危機管理マニュアルは、先ほども申し上げたとおり、3段階のチェック体制まで行っているため、引き続きこのマニュアルを遵守して安全管理対応に当てていただくことを併せて要望して終わります。ありがとうございました。

○千福議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで南本村長より挨拶がございます。

南本村長。

○南本村長 それでは、閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には提案をさせていただきました議案につきましてそれぞれ慎重にご審議を賜り、全ての議案においてご承認をいただき誠にありがとうございました。

さて、新庁舎も第2期工事が完了し、10月2日から新しい新庁舎での業務がスタートをいたします。この新しくなった新庁舎を拠点に、今後も引き続き住民サービスの維持、向上を図ってまいりたいと思っております。

また、喫緊の課題である路線バスの代替交通の確保については村民の皆様にも一日でも早く安心していただけるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方には住民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○千福議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和5年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後1時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 井 上 浩 一

議 員 服 部 幸 令